
平成26年 第1回（臨時）由布市議会会議録（第2日）

平成26年1月28日（火曜日）

議事日程（第2号）

平成26年1月28日 午前10時00分開議

日程第1 議案第1号 由布市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号 由布市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について

出席議員（22名）

1番 太田洋一郎君	2番 野上 安一君
3番 加藤 幸雄君	4番 工藤 俊次君
5番 鷺野 弘一君	6番 廣末 英徳君
7番 甲斐 裕一君	8番 長谷川建策君
9番 二ノ宮健治君	10番 小林華弥子君
11番 新井 一徳君	12番 佐藤 郁夫君
13番 佐藤 友信君	14番 溝口 泰章君
15番 渕野けさ子君	16番 太田 正美君
17番 佐藤 人已君	18番 田中真理子君
19番 利光 直人君	20番 生野 征平君
21番 佐藤 正君	22番 工藤 安雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 秋吉 孝治君

書記 江藤 尚人君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	島津 義信君
教育長	清永 直孝君	総務部長	相馬 尊重君
総務課長	麻生 正義君	財政課長	梅尾 英俊君
総合政策課長	溝口 隆信君	会計管理者	工藤 敏君
産業建設部長	工藤 敏文君	健康福祉事務所長	衛藤 哲雄君
環境商工観光部長	平井 俊文君	挾間振興局長	柚野 武裕君
庄内振興局長	麻生 宗俊君	湯布院振興局長	足利 良温君
教育次長	日野 正彦君	消防長	大久保一彦君

午前10時00分開議

○議長（工藤 安雄君） 皆さん、おはようございます。本臨時会は、本日が最終日です。最後までよろしく願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第2号により行います。

○議長（工藤 安雄君） 日程第1、議案第1号由布市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定についてを議題といたします。

付託しました常任委員会から審査の経過と結果について報告を求めます。産業建設常任委員長、長谷川建築君。

○産業建設常任委員長（長谷川建築君） 皆さん、おはようございます。早朝より御苦労さんでございます。産業建設常任委員会委員長、長谷川建築です。ただいまより委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

日時、平成26年1月24日金曜日、議案審査、まとめ。

平成26年1月27日月曜日、まとめ。

場所、挟間庁舎 4 階大会議室。

出席者、長谷川建策、副委員長、甲斐裕一、委員、太田洋一郎、委員、佐藤郁夫、委員、利光直人、委員、生野征平、委員、佐藤正。

担当課、産業建設部、都市景観推進課。

書記、議会事務局。

件名、議案第 1 号、由布市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について。

経過及び理由、本議案は、由布市の自然環境、景観及び住民にとって良好な生活環境の保全及び形成を図ることと急速に普及が進む再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和を図ることを目的とした条例を制定するものです。

経緯については、平成 25 年 4 月から運用の太陽光発電設備設置要綱があるものの、市内で大規模事業計画が持ち上がり、周辺住民の不安の声等が聞かれる状況となったことから、できるだけ住民の不安を取り除き、地域の理解を得ながら事業を行うことが望ましいと判断し、条例制定に至りました。ただし、本条例の適用を受ける事業は、太陽光に限りません。条例制定に当たっては、県の法制担当課及び顧問弁護士との協議を経ていることとの報告を受けました。

各条文について詳細な説明を受け、委員会として次のとおり意見を付しました。

第 1 条（目的）の「調和を図る」とは、地域住民と事業者が事前に協議し、地域住民の理解を得ながら事業を行うことです。

第 3 条（定義）の（1）再生可能エネルギー発電設備設置事業については、委員から「送電に係る鉄柱等を除く」の文言は必要かという意見に対し、送電事業は九州電力が判断し施工するため、事前届け出の段階では送電計画が詳細に定まっていないことから、事業から除外しているとの説明がありました。

（7）近隣関係者については、執行部から「事業区域」について詳細な説明を受け、事業者は事業を行うに当たっては地域住民に十分な説明を行い、理解を得るように精一杯努めることを求めているとの説明がありましたが、境界線を「事業区域」ではなく「事業区域のある敷地の隣地境界線」とすることで、事業者はより多くの近隣関係者に対し説明を行うよう努めるべきとの意見があり、今後の検討、対応を求めます。

環境整備金等については、第 5 条（事業者の責務）に一定の努力義務を課すと規定しており、これ以上のことを課すことは困難と判断し、現在は考えていないとの説明がありました。

第 7 条（適用を受ける事業）では、事業の種類に関わらず、事業区域の面積が 5,000 平方メートルを超える事業と規定しています。

第 8 条（抑制区域）については、抽象的でわかりにくいという意見があり、執行部からは、具

体的には由布市景観マスタープラン等に示されている美しい自然環境及び魅力ある環境等を参考に、今後検討を進めたいとのことでした。また、検討委員会等で決定した場合は、自治会等の合意形成が必要不可欠であるため十分な説明を行い、具体的な区域を定める予定との説明がありました。

第9条（届出）については、添付する図書を規則で定める予定であり、そのうち（様式第6号）事業区域内状況調書の項目に、自然環境に関することを盛り込む方向で検討したいとの説明がありました。

委員会より第10条（該当自治会への説明等）及び第11条（近隣関係者への説明等）の「理解を得るように求めるものとする」を「理解を得るものとする」に改め、もう少し強い義務を課す条文にできないかという意見があり、今後さらに調査、研究をしていくことが必要との意見を付しました。

第12条（審査）の項目については規則で定めており、水道水源地域の保護に関すること、総合計画に関すること、公有財産に関すること等、全18項目を挙げています。

第13条（審議会）については、地域別に設置を求める意見がありましたが、執行部からは由布市で1つの審議会とし、3地域ごとに均等となるよう配慮するように検討するとの説明がありました。再生可能エネルギー発電事業については、地域によって受け入れられる環境が異なります。3地域同一の考えで受け入れを判断できるものではないため、地域ごとの事情や環境に配慮した審議ができるよう審議会の設置、運用のあり方について今後の検討を求めました。

委員会としては本条例制定に当たり、関係機関と多くの協議を重ね、短期間で条例制定に取り組まれた努力を評価し、また、当該事業に対する市の姿勢を示すため、早期に成立させる必要があるとの意見がありました。

そのほかに、市民の意見を取り入れるべきとはとの意見に、一定期間を要することから、今回は早急に制定に取りかかることを優先する考えがあったため、困難だったとの説明がありました。なお、塚原全共跡地の土地売買の手続については、本条例が適用されるか委員から確認したところ、既に、要綱で受付手続を完了しているため本条例には該当しないとのことでした。

以上のような説明を受けて、本委員会で慎重に審査を行った結果、全員一致で原案可決すべきものと決定をいたしました。どうか議員の皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（工藤 安雄君） 常任委員長の報告は終わりました。

これより審議に入ります。なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

では、議案第1号、由布市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関す

る条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。14番、溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 14番、溝口です。まことに、ただいまの委員長報告にありますように、早期に成立させる必要があるという条件のもとで、細密にわたる御審議をいただいたようでございます。委員会の皆さんに敬意を表するところでございます。

ただ、早期にという部分で、かなりもっと細密にすべきところを、今後のこの条例の執行の中でどういうふうに生かすのかという具体的な見解がまだ明らかではないような気がいたします。

それを具体的に2点にわたってお聞きしたいと思うんですけれども、3条の部分でございます。再生可能エネルギー発電設備設置事業の中の「送電に係る鉄柱等を除く」という文言に関してでございますけれども、委員会の審査では、送電事業は九州電力が判断して施工するため、事前届け出の段階、計画が出た段階では、当然、まだ工事はしませんので事前届け出の段階から始まるわけでございますけれども、この段階で送電活動が詳細に定まってないから事業から除外するというふうに説明があったそうでございますけれども、それでは、この事業が徐々に進んでいって、事前届け出ではなく次の段階、あるいは、またその次の段階に移った際に、送電に関する鉄柱というものは一切ふれられないままいくのかというふうな懸念が発生いたします。

当然、再生エネルギー発電設備設置事業の特別措置法におきましては、法の中に附属設備も含むというふうに再生エネルギーの発電に関しては規定しておりますので、事業が進み始めたら、だんだんと九電もその事業に対しての送電の鉄柱をどうするかということで具体化していきます。その具体的になってきた段階では、10メートル以上であるとかいうことになればまちづくり審議会、町づくり条例に抵触してきますし、事業そのものが具体化してくれば、当然、発電自体の設備とその発電によって生じたエネルギーを送電するということは一体となって考えなければいけないと思います。

今の段階で事業から除外している届け出前だということで、その後にふれられてないところを具体的に、実際に事業が動き始めたときに、この条例でどのように取り扱うのかというところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

もう一点は、7条に関するところでございます。適用を受ける事業は、事業の種類に関わらず、事業区域の面積が5,000平米を超える事業と規定しているということですが、太陽光以外に風力、小水力、地熱、バイオ等ございますけれども、5,000平米で小水力というのは、まず、さほど小水力での発電は考えられないような気がいたしますし、地熱も、1つのユニットで源泉の熱を利用した発電ですから5,000平米などにはとてもそこまで広域にわたる地熱発電はないだろうと思いますし、風力も、あの大きな風車が5,000平米に幾つ建つのかちょっとわかりませんが、それほど大きな計画であれば風力も問題になるでしょうけれども、全ての再生可能エネルギーに対する発電を5,000平米以上というふうになると、具体的に、これは

こういうふうに規制がかかるんだなという細かいところが結局明らかにならないままになるんじゃないかと。

したがって、風力の場合には1基、あるいは2基、何基以上とかですね。小水力は5,000平米よりも少なく面積が想定されますし、地熱はもっと狭い土地利用で効率のいい発電が可能となります。

そういうところも具体的に、規則の中で取り扱うんじゃないかなと私は想定してたんですけども、その点どのように御議論なされたのか。この2点を済ませません、お願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） 溝口泰章議員にお答えします。

まず、3条の「送電に係る鉄柱等を除く」の件でございますが、議員言われたとおりに、送電事業は九州電力が判断し、計画し、施工を行います。事業者は費用の負担だけであって、送電計画が詳細に定まっていなかったことから事業から除外しているということです。そのあと、工事が進むに連れて電柱が建つようになれば、また、その時点で近隣関係者に説明をすると、委員会ではそういう意見が出ました。

それから、第7条では、5,000平方メートルで、全てのこの自然エネルギーがおさまるであろうことで、そのあとの詳しい風力の件が何基、そういうことは、委員会として審議をしておりません。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） 第1点目の鉄柱に係る問題については、費用負担が事業者であり、電柱が建てられるようになったらその時点で協議が始まるということで理解してよろしいわけですね。

それと、7条に関しましては、委員会では議論してないということでございますけれども、そういう一つ一つの再生可能エネルギーの種類にわたっての今後の準備は、執行部のほうで規則の中で反映するという必要だと思いますので、そのあたり、委員会としてもこれから先の取り組む予定とかということをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） お答えします。

運用をしながら、再度、その時点でいろいろな検討事項があると思います。それは、委員会でもちゃんと審議をするようにみんなできのうは結論が出ました。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 溝口泰章君。

○議員（14番 溝口 泰章君） よくわかりました。

本当に、地域にとって大きな開発が入ってくるということはいろんな面での生活、そして、生産活動も含めまして、大きな影響を与えてくるようになると思います。

この条例ができることによって、1つの精神的なプレッシャーを受ける人々がどんどんと、こういうことだったら協力していてもいいなと思えるような形のエネルギー発電設備設置ということで実現することを本当に祈りながら、この条例そのものが、この由布市の住民にとって、生活を守る1つのとりでとしてそびえたつことを心から祈念して、そして、委員会のこれからのチェック機能も、あるいは提案も充実したものにして、執行部に対応していただくように心からお願ひして質疑を終わります。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。2番、野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 2番、野上です。

委員会の、終日の本条例に伴います御議論に敬意を表したいと思っております。と同時に、本条例制定に向けて委員会として高く評価しているということに対しても、私も同様でございますが、二、三、委員会にお尋ねをしたいと思ひます。

まず1点で、委員長報告の第5条の中で（事業者の責務）ということで、一定の努力義務を課すことを決定しておるということで、この一定の努力義務というのは、業者として地域の皆さんの同意とか、お話し合いとか、説明とかいうことに対して同意をしているということ、これ以上のことを企業者に課すことは困難というふうな執行部からの説明があったというふうな報告がありました、私の質問もいたしました、企業者に対する地域に対する環境整備協力金、地域の環境が損なう可能性もありますので、一定の利益が出たときに、環境の整備協力金を地域に還元する方法について御議論がなされたか、議論がなされなかったかについてお尋ねをしたいと思ひます。

もう1点は、抑制区域のことについてお尋ねをしましたが、具体的にどのような話し合いがなされたか、もうちょっと詳細に御説明をしていただければというふうな思ひしております。抑制地域の指定の根拠等について執行部からどのような説明があったかというふうなことを委員長にお尋ねします。

3点目につきましては、委員会のまとめとして、今回は早急な制定条例であったと。早急に急がなければいけない契約事項もあったというふうな御報告をいただいております。市民の意見を聞いて、こういう条例制定はつくるのが一番ベストというふうには私は考えますが、時間の関係、それから、進出企業との関係等で時間がなかったと。しからば、これから、市民の皆さんに説明、本条例に対する執行部は説明をする考えがあったのか、あるのか。条例制定ができましたと、地域の皆さん、市民の皆さんにこのような条例ができましたという説明会をするお考えがあったか、

あるのかという御意見がなされたかということ、その3点について、委員長に簡単に結構ですが、お伺いをしたいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） 野上安一議員にお答えします。まず、3番目からいきます。

条例が制定したあと、市民に説明会等を開くかちゅう答えは、委員会ではそこまで審議をしておりません。それから、説明会はするようにしてませんが、広報等により皆さんに市民にお知らせはするとのことでした。

それから、協力金のことですが、十分議論はしました。事業者の利便を図るだけでなく、地域にとって何らか利益還元が図れるような方策を、今後調査研究していただくように執行部をお願いしました。

抑制地域とは、特にこれはなかなか難しい問題であり、十分な、何時間もかけて審議をいたしました。市が、今後、検討委員会等による決定、それから、自治会への説明、それから、土地所有者への協議を行い、安全な具体的な地域を定める。具体的には、由布市の景観マスタープラン等に示されている美しい自然環境及び魅力ある景観等を参考に、今後検討をいたすつもりでございます。

以上、終わります。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） わかりました。ぜひ、委員会のほうで地域の皆さん、やっぱり市民の皆さんにこの条例の制定の意義、それから、自然エネルギーと由布市の自然環境の調和という意味で、決して規制ではありませんよと。調和をして、いい由布市をつくっていこうというふうな説明会を開く。説明会をぜひ開いてほしいというふうなことを委員会として執行部のほうに要望もしていただければというふうに思っております。

それから、環境整備協力金につきましては、潤いのある町づくり条例では、既に、由布市が実行してるわけです。ですから、今回の条例についても、今後、委員会として、このような環境整備協力金、地域の皆さんに還元できるような制度を、ぜひ委員会としても執行部のほうと御協議をしていただければというふうに思っております。

特に、抑制地域等につきましては、抑制地域になるならないによって全然方向性がかわってきます。委員会としましても、この抑制地域の指定につきましては、これから、自治会等の合意形成が必要というふうなことを執行部のほうは言っているようでございますので、自治会との合意形成の中で抑制地域の指定、抑制地域外につきましては十分慎重に御協議をして、執行部と御議論をしていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。10番、小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 10番、小林です。委員長にお聞きをいたします。

本当に詳細な審議をされて、特に、議案質疑のときに出されたことを丁寧に委員会の中で追求してくださっていることに敬意を表したいと思います。その上で2点。

まず、3条の近隣関係者についての定義ですが、委員長報告では、境界線を「事業区域」ではなく、「事業区域のある敷地の隣地境界線」とすることで、事業者はより多くの近隣関係者に対し説明を行うよう努めるべきという意見があり、今後の検討、対応を求めますというふうに意見を付されています。

私もまさにこのことが一番ひっかかるんですが、今後の検討、対応をしてくれということだったんですが、具体的に、基本的には、隣地境界線を境として近隣関係者の理解を求めるべきだというふうな意見を付されたと理解していいのかどうかということが1点です。

それから2点目は、審議会について、13条のほうですね。委員長報告で、何か執行部からは3地域ごとに均等となるよう配慮するということがあったけれども、委員会としては3地域同一の考えで受け入れを判断できるものではないため、地域ごとの事情や環境に配慮した審議ができるよう、ここも今後の設置運用のあり方については、今後の検討を求めるというふうに意見を付されています。

まさに、委員会の意見に私も賛成ですが、具体的に、今後、審議会については地域ごとに審議ができるというふうに考えていいのかどうか、その2点の可能性を教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長谷川建築君） 小林議員にお答えします。

まず、3条の近隣関係者についての事業区域の境界線の件ですが、この件に関しては、委員会で半日かけていろんな審議をし、図面を書いて説明を執行部からもいただきました。委員会でも、やはり、これが十分納得できない面もあったんですが、執行部の十分な説明を得て、結論が出、今後の、やはり、隣地境界線の理解を求められるように、今後の検討することを委員会の意見として出しました。

それから、審議会の設置についてですが、そういう可能性を含めて、今後も検討を求めたところですが、最終的には、地域の各種団体、例えて言えば、潤いのあるまちづくり審議会、それから、庄内の環境保全審議会、挾間の環境保全審議会、それから、観光協会、旅館組合等全てのそういう関係各団体に意見を求め検討するちゅうことを委員会ではそういう話がありました。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 今後検討してくれるというふうに執行部が言ったということで、基本的には、隣地境界線と事業区域の境界線が同じであれば問題ないわけですよ。そういう意味でも、例えば、ちゃんと分筆を指導して、隣地境界線であっても事業区域の境界線になるようにすればいいと思うので、そこは委員会のほうでも意見を付されたので、今後の運用の面で、この意見に沿って運用していただきたいというふうに思います。

審議会については、各種団体やまちづくり審議会、環境保全審議会の意見を聞くということですが、これもぜひ、条文そのものの修正はいらないと思いますが、今後の設置運用については十分検討していただきたいということだと思います。

あともう1点、先日の新聞報道で、この条例案が提案されたことについて市長のコメントが載っておりました。市長のコメントとして、条例は早急につくったので、意見を聞いて必要があれば改正していくというふうにコメントが出ております。

委員会としても、今、若干、納得できないところもあったけれども、市長がこう言われてますので、確かに、早急につくったので細かい文言については一部不備なところもあると思います。これは、今後、運用しながら一部修正や再検討していく可能性があるというふうに捉えていいのか。そのことが委員会の中で意見が出たかどうか教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） 十分その意見は委員会で出ました。

市長も申し上げたとおり、まず、運用してみて、不備な点があれば、またかえていかならないなちゅう市長と意見が、審議会としても、やはり、まず運用を行ってみて、それから、そういう諸問題があれば対応していくということを委員会で審議なされました。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。9番、二ノ宮健治君。

○議員（9番 二ノ宮健治君） 9番、二ノ宮健治でございます。

まず初めに、全国的にも珍しいという条例でございます。その条例審査に当たりまして、長谷川委員長を初めとする産業建設委員会の皆さんに敬意を表したいと思っております。大変お疲れでございました。

今まで多くの同僚議員から審議に対しての質問が出されました。ほとんどの方が、住民の立場からのその生活環境の保全、それから、業者に対しての規制抑制についての質問が多かったというように感じております。

私はちょっと視点が全然違うんですけど、土地所有者の権利について、委員長にお聞きをしたいと思っております。

今回の審議の中で、一番問題なのが8条の抑制区域の設定だと思っております。これについて

は、なかなか簡単には決められないことだということはよくわかっています。特に、個人の土地について公の制限をかけたときに、個人の権限といいますか、そういうものが抑制される。そういうことについて、やはり、その土地の所有者に対して、税の優遇税制などの考えがあるのか、そのことについてどういように議論されたかということをお聞きします。

これは、もう既に、保安林や、それから、水道水源涵養林、そういうものについては非課税等の措置も講じられておりますし、やはり、今、田舎に行くと、先祖伝来の土地をしら真剣守る中で、高齢化が進み、そして、その土地のその景観や管理を続けることができないというような状況があったとします。そういうやさきに、私から言えば先代一遇のチャンスだと思うんですけど、そういうときに周囲の反対、それから、景観の関係から、先ほど言いましたように、個人の土地の抑制区域に、もしされた場合に、やはり、市としても一定の責任があるんじゃないかという具合に感じております。そういうことについて議論されたかどうか質問いたします。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） 二ノ宮議員にお答えします。

委員会では、そのことに関して審議をしていません。ただ、執行部に、今、二ノ宮議員が言われたことはどうなりますかとお尋ねをしました。所有者の方を尊重しながら対応していくんですが、市としては、そういう賠償とか、どこまで責任をとるとかいうことは考えてないとの答えが出ましたので、委員会ではそのことに関しては審議をしていません。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 二ノ宮健治君。

○議員（9番 二ノ宮健治君） 環境保全条例とか、今回の条例も同じなんですけど、いつも、この所有者の権利という視点が少し軽んじられてるんじゃないかという気がしています。

この条例から見ても、第4条の中に、市の責務、それから、事業者の責務、市民の責務がうたわれています。そういう中で、じゃ、所有者の権利というのはどこにあるんだろうか。もし、無理にすれば、第6条の市民の権利の中に入ってるかなという気がいたします。

例えば、今回のこの条例に基づいてソーラーの発電所ができたといいたします。そのときに、やはり、どうしても所有者、それから事業者、そして、周辺住民を中心とした市民の皆さんの、合意形成と言いますか、意見の合意形成を図るために、この条例が制定されたというようなことの中で、やはり、その所有者の権利というものも考えなければならないんじゃないかという具合に私は思っています。

自然環境の保全とかいうことはよく使うんですけど、それはただではできない。やはり、その環境を保全するためにはいろんな人の汗や、血とは言いませんけど、努力があつてそういう景観が私はできてると思います。

そういうことで、今回の条例とは直接は関係ないんですけど、やはり、こういう規制をかける条例等については、個人の権限も少し考えるべきだというように思っております。

やはり、さっき言いましたように、事業者、それから所有者、それから周辺住民を中心とした市民の皆さんの3者がそれぞれに、この条例の重みを本当に考えて、そして、理解をしての事業展開が必要であると思います。

特に、この条例制定に当たっては、所有者の理解や協力が不可欠と考えております。そういうことで、委員長にお伺いいたしますが、この条例につきましては、以降、貴委員会でいろいろ議論をされると思います。そういう所有者の権利ということも含めて、ぜひ、議論をしていただきたいということをお願いしたいんですが、どうでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長谷川建策君） 二ノ宮議員にお答えします。

今言われたとおり、十分に執行部と検討をして今後も対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 二ノ宮健治君。

○議員（9番 二ノ宮健治君） きょう、市長、それから、関係課長には言えませんが、恐らく聞こえてるというふうに思ってます。

そういうことで、ぜひ、このことについては、声の大きい人がという感じを私持ってます。なかなか所有者が声を上げることが少ないように感じますが、私たちにはいろんな意見が届いてます。そういうことも、ぜひ、理解をしていただいて、3者の協力といいますか、みんなが理解をして、こういうものができていくように、ぜひ、お願いしたいというように思ってます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。10番、小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 条例制定に賛成の立場から討論をいたします。

今、質疑などでもるる問題点指摘されましたけれども、基本的には、この条例を制定しようという姿勢そのものに賛成をしております。

この条例によって、具体的な、これは手続条例というよりはお願い条例だと思いますけれども、市の姿勢を示すということが一番重要であると思います。今、全国的にブームのようになっている新しい再生可能エネルギー事業について、国は何ら一定の基準も法則もとっていない中で、自治体がみずからの自分たちの土地の自然景観や環境とどう調和させながらこの事業を受け入れて

いくのか。受け入れるにしても、由布市には由布市なりの受け入れ方があるだろうということを示そうとしたと。その自治体独自の意思が発揮されている条例ということで、私はこの市が全国に先駆けて、自治体としての意思を示したというところを評価したいと思います。

それから、具体的な手続の中で評価すべきところは、これは何も禁止するような条例ではなくて、条例のタイトルにもありますように調和を図ることを目的としている条例です。いろんなことがありますけれども、基本的には、近隣関係者や、もちろん業者や、そして、地元市民の理解、それから土地所有者たちが、みんなが一定の調和を図って理解を得た上で、こういう開発事業を受け入れていきましょうということで、そういう調和を図りながら由布市にとってふさわしい再生可能エネルギーの受け入れ方を定めていこうということだと思えます。

その手法の中で、近隣関係者の理解あるいは地元の理解、土地所有者の理解を得るという手法はなかなか画期的ではありますけれども、私は、これは旧挾間町の環境保全条例、それから、旧湯布院町の潤いのある町づくり条例がとってきた手法だと思っています。きのう、きょう、初めてこういう手法を盛り込んだ条例をつくることは大変難しいですが、過去23年間、旧町ごとにこういう条例を持っていたからこそ今回の条例の制定にこぎつけられたんだと思ひまして、これまでの旧町のまちづくりの運用があつてこそ今回の条例制定だと思っています。

そういう意味では、先人がとってきたまちづくりの手法に感謝の意を込めて、この条例を制定すべきだと思います。ただ、条例はあくまでも道具であります。この条例に魂をどう入れるかということは、今後の運用にかかってくると思っています。

そういう意味では、今回、いろいろ質疑ですとか、委員会の中でも大変意見を付してくださいました。ぜひ、この条例の精神をきちんと実現できるような運用の検討をいろいろ求めていきたいと思ひます。

最後に、市長も今後一部改正の可能性もあると。委員長も、今後十分運用をしながら、必要なところは修正していくべきだというふうな意見を付していますので、そこの部分を期待しながら、よりよいこの条例に私たちがこれから育てていかなければいけないと思ひしておりますので、そのことを含めて、ぜひ、今回は原案を可決すべきというふうに思ひます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員22名中起立22名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（工藤 安雄君） 以上で、本臨時会の議事日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。
これで平成26年第1回由布市議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前10時44分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員